

高速道路の休憩施設を活用した更なる地域活性化への取り組みに対する支援を継続するよう求める意見書

昨年7月、国土交通省は、高速道路の休憩施設を活用した観光振興や地域活性化を促進するため、地方自治体の先駆的な取り組みを、関係機関が連携して総合的に支援するためのモデル箇所募集を実施しました。

従来、高速道路の休憩施設（サービスエリア、パーキングエリア）は高速道路利用者だけの使用を前提としたものですが、最近では、高速道路から出ることなく一般道路側の施設を利用できるハイウエーオアシスや、人が高速道路外から高速道路の休憩施設に自由に行き来できるウエルカムゲートの設置などにより、沿道地域からの利用も可能となっています。

国土交通省のモデル箇所募集は、こうした流れの中で、休憩施設の沿道地域からの利用と観光振興による地域活性化を加速する地方自治体の先駆的な取り組みに対し、関係機関と連携して計画段階からの総合的な支援を行うというものです。

これは、地方自治体に、高速道路の休憩施設を核とした特産品販売や情報発信などの機会を与えるもので、地方自らが考え自らが行う地域づくりという地方創生に資する大変有効な取り組みでしたが、募集期限が平成27年9月末までと短く、この総合支援を地方が十分活用しきれていないのではないかと危惧するところであります。

よって、政府におかれましては、地方創生の充実の観点から、国土交通省が昨年7月に募集し、同年9月末日をもって募集終了した、高速道路の休憩施設を活用した地域の先駆的なモデル箇所の提案募集再開と総合的な支援の継続をされるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月20日

尾 道 市 議 会

関係行政庁あて